

登別市鬼まち MaaS×まちづくり推進事業 業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月
登別市

1 業務の趣旨

本実施要領は、登別市中央地区における商業施設を拠点とした地域公共交通を活用した実証事業を実施し、中央地区と周辺地域を結び、人の流れを生み出すことにより、中央地区の活性化を図ることを目的とした業務（以下「業務」という。）の実施事業者をプロポーザル方式（企画提案方式）により選定するための必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（１）委託等名

登別市鬼まち MaaS×まちづくり推進事業 業務委託

※MaaS（マース：Mobility as a Service）：地域住民等の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス

（２）業務内容

別添「登別市鬼まち MaaS×まちづくり推進事業 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

ただし、本仕様書は業務成果として求める仕様を標準として示すものであり、提案者の独自提案の内容を制限するものではない。

（３）履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（４）提案上限額

４，０３２，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※本上限額は、本業務の予算限度額であり、上記予算額を超える提案については採用しない。

3 プロポーザルの方式

事業者体制、費用対効果、企画提案、プレゼンテーション等を総合的に評価し、最も優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

また、事業者からの企画提案書等については、「登別市登別市鬼まち MaaS×まちづくり推進事業 業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が審査し、受託候補者を選定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件を満たすこと。

- （１） 法律行為を行う能力を有すること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （３） 参加申込書の提出日から契約締結日までの期間、登別市から指名停止措置を受けていないこと。
- （４） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- （５） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。））に該当しないこと。
- （６） 参加申込書提出時点において、登別市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （７） 市区町村税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。

5 スケジュール（予定）

内 容	日 程
実 施 要 領 等 の 公 表	令和8年7月17日（金）
質 問 受 付 期 間	令和8年7月17日（金）から令和8年7月24日（金）まで
質 問 へ の 回 答	令和8年7月28日（火）
参加申込書及び企画提案書等の受付期間	令和8年7月17日（金）から令和8年8月17日（月） 正午まで
企 画 提 案 書 等 の 確 認	令和8年8月17日（月）から令和8年8月21日（金）まで
プ ロ ポ ー ザ ル 実 施	令和8年8月下旬
審 査 結 果 通 知	令和8年9月上旬
契 約 締 結	令和8年9月中旬

6 実施要領等の公表

（1）公表時期

令和8年7月17日（金）

（2）公表方法

登別市公式ウェブサイト

※掲載 URL (<https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2026070100011/>)

（3）書類の提出方法

ペーパーレス及び DX 推進の観点から、各種書類の提出にあたっては、原則、電子申請フォームによりアップロードの上、提出すること。

なお、登別市が公開する様式及び見積書等への押印は省略できるものとする。

7 質問の提出及び回答

（1）提出期限

令和8年7月24日（金）

（2）質問方法

本事業に係る質問がある場合は、次の電子申請フォームに質問の要旨を簡潔に記載すること。

なお、電話等による口答の質問は受け付けない。

※電子申請フォーム URL (<https://logoform.jp/form/szZL/1669675>)

（3）質問に対する回答

質問要旨及び回答をまとめ、質問者の名前を伏せたうえで、令和8年7月28日（火）までに登別市公式ウェブサイトに公表する。

8 参加申込書及び企画提案書等の提出

参加申込書（様式１）を期限内に提出した者に限り、次のとおり企画提案書等の提出を受け付ける。

（１）提出期限

令和８年８月１７日（月）正午

（２）提出書類

ア 参加申込書（様式１）

イ 誓約書（様式２）

ウ 企画提案書（任意様式）

※別添仕様書に定める要件を満たすことが明らかになるように作成すること。

※本業務の推進体制について企画提案書に記載すること。

※法人等の概要がわかる資料（法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、法人の定款）を添付すること。

※審査の公平性を期すため、法人等名の表示や提出者が特定される表現はしないこと。

※表紙、目次、本文（提案内容）等により構成し、文字は 10 ポイント以上とすること。

エ 参考見積書（任意様式及び市様式）

①任意様式

※消費税抜額、消費税額、消費税込額の別が判断できるよう記載すること。

②市様式（様式３）

※本業務に関する見積書とは別に令和９年度から令和１３年度までの５年間の利用を想定した見積額を別に算出し提出すること。

（４）提出方法

参加申込書及び企画提案書等の提出にあたっては、次の電子申請フォームに提出資料一式をアップロードによること。

※電子申請フォーム URL (<https://logoform.jp/form/szZL/1669750>)

※電子申請フォームにおいては、１つあたりの添付ファイルの容量上限は１０MB、かつ、１回あたりの回答全体の添付ファイルの容量上限は約１００MB のため、容量の上限を超える場合は、ファイルの分割や複数回に分けて回答すること。

9 辞退届の提出

参加申込者が、プロポーザルの参加を辞退する場合には、「辞退届」（様式３）に必要事項を記入のうえ、次の電子申請フォームに辞退届をアップロードすること。

※電子申請フォーム URL (<https://logoform.jp/form/szZL/1669824>)

10 企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査

（１）審査実施日

令和８年８月下旬（予定）

※実施日時の詳細は、参加者が確定後、別途通知する。

(2) 審査方法

企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査は、選定委員会において、別に定める評価基準に基づき総合的に審査を行い、企画提案内容について評価点を算出し、その合計点の高い参加申込者から順に契約交渉順位を定め、合計点の最も高い参加申込者を受託候補者とする。

また、企画提案者が複数の場合であっても、評価基準に基づく基準点を満たさない場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

なお、審査については、企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング審査を行うものとする。

(3) 実施方法

ア 企画提案者ごとに行い、持ち時間は次のとおりとする。

(ア) 提案内容のプレゼンテーション・・・・・・・・・・20分

(イ) 提案内容のヒアリング・・・・・・・・・・10分

イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこととし、追加資料の配付等は認めないものとする。ただし、ヒアリングの際に、詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング審査で使用するパソコンは企画提案者が用意し自ら操作すること。

なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く（プロジェクター、スクリーン及びHDMI ケーブルは登別市が用意する）。

オ 企画提案者に専門人材等が遠隔地にいる場合は、一部の説明員等のオンラインでの参加を可能とする。

なお、オンラインでの参加を希望する場合は、参加申込時にその旨申し出ること。

カ 欠席をした場合は、企画提案書等の審査、評価及び選定から除外する。

キ プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施日等は、後日通知する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加申込者に通知するとともに、登別市公式ウェブサイト公表する。

(5) 通知・公開日

令和8年9月上旬（予定）

(6) 契約に向けた協議

審査の結果、受託候補者として選定された者と協議を行い、所定の手続きを経て委託契約を締結する。

ただし、失格その他の理由により、当該者と契約を締結できない場合には、次順位の者を受託候補者として選定する。

11 留意事項

(1) 本プロポーザルに要する経費等は、参加申込者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに係る事前説明会は開催しない。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とする。

ア 提出期間を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ その他審査の公平性を害する行為等があったと登別市が認めた場合

(4) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出期限後の提出書類の再提出、追加、差し替えは認めない。ただし、誤字・脱字の修正等、軽微なものを除く。

ウ 提出書類は審査に必要な範囲内で複写することがある。

エ 提出書類は本業務に係る企画提案の審査以外の目的で使用しない。

(5) 登別市が提示する資料等は、プロポーザル実施にあたっての検討以外の目的でを使用することを禁止する。

(6) 業務の遂行にあたっては、登別市の条例・規則及び関係法令を遵守すること。

(7) 提出書類は、登別市情報公開条例（平成18年条例第34号）に基づく情報公開請求の対象となる可能性がある。

12 問い合わせ・連絡先

登別市総務部企画調整グループ

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

TEL：0143-85-1122

E-mail：kikaku@city.noboribetsu.lg.jp